

平成18年6月5日(月曜日)第2回定例会

○出席議員(21名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤	毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	榎	津	博	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田	孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	議員
9番	鈴	木	賢	也	議員	10番	荒	木	春	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	議員
13番	高	橋	秀	治	議員	14番	佐	藤	良	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	川	越	孝	議員
17番	内	藤		明	議員	18番	那	須	稔	議員
19番	佐	竹	敬	一	議員	20番	遠	藤	聖	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業	委員会会長
那須義行	総務課長(併)		片桐久志	総合政策	課長
秋場元	選挙管理委員会事務局	長	菅野英行	総合政策	課行財政
尾形清一	総合政策課		三瓶正博	税務	課長
有川洋一	財務室長		浦山邦憲	建設	課長
柏倉隆夫	総合政策課企業		犬飼一好	花・緑・せせらぎ	
佐藤昭	立地推進室長		安孫子政一	推進	課長
兼子善男	市民生活課長		斎藤健一	農林	課長
鈴木英雄	建設課		荒川貴久	健康福祉	課長
兼子良一	都市整備室長		芳賀友幸	水道事業	所長
熊谷英昭	下水道課長		菊地宏哉	教育	長
工藤恒雄	商工観光課長		安孫子雅美	学校教育	課
宇野健雄	会計課長		清野健	指導推進	室長
	病院事務長			監査	委員
	学校教育課長			農業	委員会
	生涯学習スポーツ			事務局	長
	振興課長				
	監査委員				
	事務局長				

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	長	安食俊博	局長	補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務	係長

議事日程第1号

第2回定例会

平成18年6月5日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
 - (2) 第115回山形県市議会議長会定期総会の報告について
 - (3) 第58回東北市議会議長会定期総会の報告について
 - (4) 第82回全国市議会議長会定期総会の報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 平成19年度国県に対する重要事業の要望事項について
 - (2) 平成17年度寒河江市土地開発公社決算及び平成18年度寒河江市土地開発公社予算について
 - (3) 平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
 - (4) 月山観光開発株式会社の営業状況の報告について
 - (5) 株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について
- ” 5 全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達
- ” 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- ” 7 報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 8 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 9 報告第5号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 10 報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 11 報告第7号 平成17年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- ” 12 報告第8号 平成17年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- ” 13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
- ” 14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- ” 15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例)
- ” 16 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市立病院使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例)
- ” 17 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第1号))

- ” 18 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号））
 - 日程第19 議第43号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
 - ” 20 議第44号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
 - ” 21 議第45号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
 - ” 22 議第46号 市道路線の認定について
 - ” 23 請願第1号 高金利引き下げに関する意見書の提出を求める請願
 - ” 24 請願第2号 消費者金融等の金利引き下げを求める請願
 - ” 25 請願第3号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」意見書提出の請願
 - ” 26 請願第4号 教育基本法「改正」案に関わる意見書の提出を求める請願
 - ” 27 議案説明
 - ” 28 質疑
 - ” 29 委員会付託
- 散 会

平成18年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、3番鴨田俊廣議員、20番遠藤聖作議員を指名いたします。

会 期 決 定

○新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長 登壇〕

○高橋秀治議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成18年第2回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る5月31日午前9時30分から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、請願並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から16日までの12日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの12日間と決定いたしました。

第2回定例会日程

平成18年6月5日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
6月 5日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、全国市議会議長会表彰 状及び感謝状伝達、人権擁護 委員の候補者推薦、議案・請 願上程、同説明、質疑、委員 会付託	議 場
6月 6日(火)		休	会	
6月 7日(水)		休	会	
6月 8日(木)		休	会	
6月 9日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月10日(土)		休	会	
6月11日(日)		休	会	
6月12日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場

6月13日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月14日(水)	午前9時30分	総務委員会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
6月15日(木)	休 会			
6月16日(金)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、 質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第115回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 第58回東北市議会議長会定期総会の報告について
- (4) 第82回全国市議会議長会定期総会の報告について

以上の諸般の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

行政報告

○新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 平成19年度国県に対する重要事業の要望事項について

(2) 平成17年度寒河江市土地開発公社決算及び平成18年度寒河江市土地開発公社予算について

(3) 平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について

(4) 月山観光開発株式会社の営業状況の報告について

(5) 株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、平成19年度の国県に対する重要事業の要望事項について御報告申し上げます。

国、県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において各市町の要望事項を取りまとめの上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成19年度の要望事項は、地方分権の推進と地方財源の安定的確保についてなど23件であり、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

次に、平成17年度寒河江市土地開発公社決算及び平成18年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申し上げます。

平成17年度決算についてであります。西部地区公民館分館建設用地などの取得、造成、処分を行ったほか、寒河江中央工業団地再拡張用地の取得、寒河江みずき団地の処分などを行った結果、当期純利益は573万9,328円となり、平成17年度末における準備金合計は15億3,106万7,734円となっております。

平成18年度予算につきましては、寒河江中央工業団地の第4次造成事業に向け調査に着手するなど、委託事業及び自主事業を積極的に推進することとしております。これらに伴う収益的支出予算として21億1,247万2千円を、また資本的支出予算として31億71万2千円をそれぞれ計上したものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申し上げます。

平成17年度決算につきましては、市から委託された7施設を管理運営し、さらに自主事業として各種のスポーツ教室などを開催した結果、施設利用者はおよそ13万人を数え、決算総額は歳入歳出とも5,007万7,945円となりました。

平成18年度予算につきましては、指定管理者の指定を受け、適正な管理を行うとともに、各種事業を実施するため、予算総額6,502万7千円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

以上の2件について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、月山観光開発株式会社の営業状況について御報告申し上げます。

平成18年2月27日、西川町において第47回定時株主総会が開催され、第47期の貸借対照表、損益計算書などについて審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。当期の業績は、売上高1億4,611万5,514円、当期純利益1,447万618円となりましたが、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

次に、株式会社チェリーランドさがえの営業状況について御報告申し上げます。

平成18年3月27日、チェリーランドさがえ会議室において第16回定時株主総会が開催され、第16期の貸借対照表、損益計算書などについて審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。当期の業績は、売上高12億5,533万5,740円、当期純利益2,757万6,537円となりましたが、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

質 疑

○新宮征一議長 ただいまの行政報告中、平成19年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成17年度寒河江市土地開発公社決算及び平成18年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。川越孝男議員。

○川越孝男議員 3点お尋ねをしたいと思います。

一つは、地価変動等調整引当金廃止をして4億4,900万ほど取り崩しなって、決算なっているわけでありませけれども、開発公社の土地というのは一気に売れないために、造成しても長いスパンで処分をするというふうなことで、地価の変動に対応するためにというふうなことでこれまでやってきておったわけでありませけれども、今度この調整引当金がなくなるわけでありませから、処分に当たっての価格のあり方などについてどのようにやっていくのかというふうなことが一つです。

それから、二つ目でありませけれども、もちろんこの調整引当金をなくして、土地の評価替えを毎年やりながらやっていくというふうなことのようでありませ。それで、この資料を見ますというと、例えばですね、20ページの代替土地など、柴橋の平野の畑などはもう1,153万の評価が、今回の評価替えで496万円になると、半分以下になっていくというふうな状況があるわけでありませけれども、これらの理由はどういうふうな結果、こういうふうに分以下になっているのかお聞かせをいただきたいということが二つ目です。

それから、三つ目でありませけれども、こういうふうに分評価替えをしていくというふうなことになりますというと、今の決算資料も土地等の明細表というのが後段に資料として載っています。期末に面積が幾らで、評価がいくらいくらと。そして、当期中の増減があつて期末というふうな形で出るわけでありませけれども、今後評価替えをしていきますというと、原価を割った形の中で評価が出てくるわけでありませけれども、それが次年度には期首にその金額が載つて、1年間の増減があつて期末というふうになりますというと、その土地が原価幾らかかっているのかというのはわからなくなるわけでありませるので、この明細表の方式を、この資料の作成の仕方をぜひ検討していただきたい。

期首残高というのは、面積と金額ありませけれども、と同時にそれぞれの土地について原価が幾らになっているのか、金額だけが載るような形、そして評価をして、評価の結果、また原価を上回ったのか、下回ったのかというようなことがわかるように、これまでですというと、評価をしない段階ですと、全部積算になっていって、それが原価であつたわけでありませけれども、ぜひそういうふうなことを御検討いただきたいということを要望含めましてですけれども、このことについても見解だけお聞かせをいただきたい。

以上、3点お尋ねをします。

○新宮征一議長 助役。

○荒木 恒助役 最初の地価変動の件でありませけれども、これは評価替えを行うということで、これ

は時価との差が大きく、差がある場合は、評価替えを行うということで、今後地価変動の引当金は取らないということにいたしております。

それから、2番目の柴橋の土地の件でありますけども、これは取得したときから、今農地として周辺の評価を行ったときに、この程度の評価損が出たということでございます。

それから、3番目のこの資料の明細書の掲載の方法でありますけども、これについては内容等を十分調査しなければなりませんけども、議員のおっしゃることについては一応お聞きをしておくことにしたいというふうに思います。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 市立病院の北側ですね、あそこに開発公社の土地があるわけでありまして、市立病院関連事業というか、それに対してどのようなお考え持っているのでしょうか。

あと白岩、緑町、醍醐の分譲地がまだ広告で売り出しになっておりますけど、この辺の見通しなどはどのようにお考えになっているのかをお願いします。

○新宮征一議長 助役。

○荒木 恒助役 市立病院の市から委託された土地でありますけども、まだ委託された全部の土地を取得をしたわけではございません。ということで、今後については市の考え方によって市の方に処分というようになろうかというふうに思います。

あと白岩のさくら団地、それから醍醐の団地については、まだ多少未処分地がありますけども、常に動いております、常に申し込みもありますので、ここ1年ぐらいでは完売されるんじゃないかというような見通しを立てております。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 市立病院の北側ですね、開発公社、今土地取得しておるわけでありまして、長年持っていますと、今低金利でありますけど、買ったときの金利などを考えますと、やはり開発公社には重荷のような感じもするわけでありまして、長年滞積しますと。やはり市でも買うのか買わないのかははっきりして計画を立てる必要があるんじゃないかなと私なりに思うんですけど、市長の考えはどのように思っていますでしょうか。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 病院の増改築計画ということで、求めようとして公社をお願いしているわけですが、まだその計画というものが立てられていない状況でございますので、また現在の状況では増改築というのは非常に厳しい中にありますし、あるいは公立病院の広域的な対応というようなものも考えていかなくちゃならないことだろうと、このように思っている中でございますので、市の方で求めるということは、今のところちょっと考えられておりません。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成17年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、月山観光開発株式会社の営業状況の報告について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達

○新宮征一議長 日程第5、全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達であります。

事務局長から申し上げます。

○鹿間 康議会事務局長 それでは、私から申し上げます。

去る5月24日、東京日比谷公会堂において開催されました第82回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から佐藤暘子議員、川越孝男議員、内藤明議員が表彰を受けられました。また、全国市議会議長会評議員としての功績に対しまして、新宮征一議員に感謝状が贈呈されておりますので、伝達を行います。

最初に、表彰状の伝達を行います。佐藤暘子議員、川越孝男議員、内藤明議員に議長から伝達をお願いいたします。

佐藤暘子議員、御登壇お願いします。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

○新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市

佐藤暘子殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第82回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年5月24日

全国市議会議長会

会長 国松 誠

代読。おめでとうございます。

〔表彰状授与〕 (拍手)

○鹿間 康議会事務局長 川越孝男議員、御登壇お願いします。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市

川越孝男殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第82回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年5月24日

全国市議会議長会

会長 国松 誠

代読。おめでとうございます。

〔表彰状授与〕 （拍手）

○鹿間 康議会事務局長 内藤明議員、御登壇お願いします。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

○新宮征一議長

表 彰 状

寒河江市

内藤 明殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第82回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成18年5月24日

全国市議会議長会

会長 国松 誠

代読。おめでとうございます。

〔表彰状授与〕 （拍手）

○鹿間 康議会事務局長 次に、新宮征一議員に副議長から感謝状の伝達をお願いいたします。

〔1番 新宮征一議員 登壇〕

○伊藤忠男副議長

感 謝 状

寒河江市

新宮征一殿

あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責にあたられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第82回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。

平成18年5月24日

全国市議会議長会

会長 国松 誠

おめでとうございます。

〔感謝状授与〕 （拍手）

○鹿間 康議会事務局長 以上で、表彰状及び感謝状の伝達を終わります。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○新宮征一議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者1名の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議 案 上 程

- 新宮征一議長 日程第7、報告第3号から日程第26、請願第4号までの20案件を一括議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第27、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年3月20日に南部小学校駐車場で発生した車両の損傷事故について示談を行うに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申し上げるものであります。

次に、報告第4号から第6号までの損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、3案件とも関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

本年1月8日に市内大字西根字高畑地内で、市所有除雪車がブロック塀、庭木などに損害を与えた事故について示談を行うに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申し上げるものであります。

次に、報告第7号平成17年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

第10款教育費において、小学校整備事業費302万4千円及び中学校整備事業費590万2千円を平成18年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第8号平成17年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成17年度建設改良事業において、配水管布設事業費3,255万円を平成18年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、承認第2号から第4号までの専決処分の承認を求めることについて、3案件とも関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令が、平成18年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、寒河江市市税条例の一部を改正する条例、寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例及び寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものであります。

次に、承認第5号寒河江市立病院使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

診療報酬の算定方法などに係る厚生労働省告示の改廃に伴い、寒河江市立病院使用料及び手数料条例、寒河江市国民健康保険条例及び寒河江市医療費支給に関する条例について、それぞれ所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第6号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成18年豪雪で被害を受けたさくらんぼ雨よけハウスなどの復旧などに対して助成する、雪害対策事業に係る補正予算について専決処分を行ったものであります。

次に、承認第7号平成18年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

老人保健医療費の増嵩により、平成17年度の歳入が歳出に対して不足するため、繰り上げ充用金に係る補正予算について専決処分を行ったものであります。

以上、6案件を御説明申しあげましたが、これらについては議会を招集するいとまがなく、急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものであります。

次に、議第43号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県医療給付制度の改正に伴い、所得制限及び対象者負担額などについて所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第44号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

国民健康保険事業のために必要とされる税金を確保するため、国民健康保険税の医療分に係る所得割、資産割、均等割及び平等割の各あん分率について所要の改正などをしようとするものであります。

次に、議第45号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について御説明申し上げます。

寒河江市浄化センターの建設工事委託協定を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

次に、議第46号市道路線の認定について御説明申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与するため、開発行為等により築造された6路線を認定しようとするものであります。

以上、4議案を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

質 疑

○新宮征一議長 日程第28、これより質疑に入ります。

報告第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第4号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 この問題でありますけど、同じ敷地内であるような感じします、ブロック塀と松の木というものがあるわけでありまして、所有者が違っているわけでありまして。こういう対応するときは、どのように評価なされたのかどうかであります。

また、道路上に松の木の枝が出ていたのか出ていなかったのか、あと道路幅ですね、幾らだったのでしょうか。

○新宮征一議長 建設課長。

○浦山邦憲建設課長 お答えします。

松の木ですけれども、これはブロックに連結されて、雪囲いの中でブロックを押さえていた、松の木の雪囲いをしていたものが、ブロックが壊れたことによってそのロープで引っ張られて松の木もやられたというような状況で、道路に入っているということではございません。

それから、評価ですけれども、これについては保険を掛けておりますので、保険の業者の方から評価をしていただいて示談に持っていったということでございます。

それから、道路の幅員関係ですけれども、今ここで正確には持ってきてはおりませんが、たしか五、六メートルぐらいの道路幅員というふうな考え方をしております。ただ、今回の内容については、幅出し除雪の中で実施をして、ブロックの方に損傷を与えるというような内容のようです。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 損害賠償は、市所有物のロータリー車でありますけど、寒河江市でも民間の業者や個人に除雪の委託をしております。今般3月までの除雪で民間委託業者からの報告などあったのかどうかであります。やはり事故あったら、当然市で委託してありますので、その辺の経過は何件あったのかであります。

あと直接予算と関係ありませんけど、寒河江市の駐車場に、元福祉事務所の中に今年の12月から軽自動車と乗用車が放置されているわけでありまして。その辺の方もぜひ.....

○新宮征一議長 佐藤良一議員、今議題になっているのはですね、報告第4号は損害賠償の額の決定についての議題ですので、質問の内容を整理してください。

○佐藤良一議員 除雪でありますけど、市の中にありますので、その2台をどのように対応するのですか、2点。

○新宮征一議長 後段の方は答える必要ないんで、建設課長。

○浦山邦憲建設課長 民間業者からの事故の報告ですけれども、平成17年度の委託業者は39社ほど委託をしてございまして、34件ほどの事故というか、そういったものは来ております。

これらの内容は、看板の破損とか、それから隣地の境界ブロックを損傷したとか、それからフェンスを一部破損していると。それから、カーポートのくいを破損したと、こういうふうな内容でございます。これについては、その契約の中で委託者が対応するということになってございまして、これらに対してはすべて対応をしているということでございます。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 じゃ、それでは側溝のグレーチングですか、鉄のふたやガードレールを損失した場合はだれが補償するんですか。

○新宮征一議長 佐藤良一議員、何回も申しあげますけれども、今案件になっているものについて、この事件に関しての質問は受けますけれども、それ以外の質疑は遠慮していただきたいと思います。

○佐藤良一議員 議長、一言申しあげたいんですけど、このたび予算委員会も何もないんです。だからお聞きしたくて質問しているわけでありまして。その辺御配慮できないんでしょうか。

○新宮征一議長 あのですね、これは予算の審議でありませぬので、突発的な事故ですから、これは予算と全く関係ございませぬ。専決処分の件ですから、その辺理解してください。

第4号についてほかに質疑ございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第5号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第6号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第7号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第8号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第2号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第3号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第4号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第5号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第6号に対する質疑はありませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第7号に対する質疑はありませぬか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 ここの専決処分で当年度予算から3,600万円ですか、当予算から支出されているわけでありませぬけど、どういう原因でこのようになったのかどうかであります。出納閉鎖は5月31日であります。単年度で赤字の決算になるから前借りしたというイメージが受けられるわけでありませぬ。

す。当然医療ですから、いろいろの突発のかかるものがありますけど、国庫支出金から補てんされるんだと説明は受けておりますけど、何月ころなるんでしょうか。県内でもこういうことあったのかどうかであります。医療ですから、いろいろ集団風邪や食中毒になりますと当然ふえるわけであり、どのように対応なさるんでしょうか。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 老人保健特別会計の歳入につきましては、支払基金からの交付金、それから国庫支出金、県支出金、一般会計からの繰入金で賄われているのが状況でございます。その中で、支払基金及び国庫支出金につきましては、翌年度に精算というふうな形になっておりまして、その関係で歳入歳出の実質収支で歳入に不足が生じた分、その分を翌年度に繰り入れ見込みになる分から繰り上げて充用しようとする制度でございます。そういう関係で現実的には、支払基金につきましては、翌年度の8月ごろ、また国庫支出金につきましては、さらに翌年の1月ごろ歳入になってきたのがこれまでの状況でございます。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 余りにも8月や来年の1月というと、ちょっと長過ぎるんじゃないかなと私なりに思うんです。もっとその辺を地方自治体でも何とか国の方に働きかける必要があるんじゃないかなと思うんであります。やはり集団風邪や食中毒なりますと大変なお金もかかるんでありますけど、本来ならば補正予算や何か組んで対応するべきじゃなかったかなと私なりに思うんであります。費用は2カ月に1回の請求しかできませんので、その辺が大きくなるんじゃないかなと思っておりません。考えありましたらば、答弁願います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 老健特別会計の制度そのものが、精算が2カ年にわたるということが現実で、全国同じようなルールでやられております。一定期間見込み交付を受けて、さらに翌年度精算になるという制度でございますので、制度にのっとった事務手続きで、このような繰り上げ充用を行ったというのが現状でございます。

○新宮征一議長 承認第7号に対してほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありますか。那須稔議員。

○那須 稔議員 今回のこの議第43号、医療費の支給に関する条例の一部改正ということでありまして、けれども、県の条例が改正されたということで、それぞれ今回条例の一部を改正になったというようでもあります。

それで、これ医療費につきましては、平成13年度にたしか3歳から就学前まで大きく拡大をし、平成15年には所得制限ということについても大きく緩和をして、該当者も多くなったわけでありましてけれども、今回のこの改正で、現行とどういうふうな改正になっていくのか、1点お伺いしたいと思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 この医療制度、福祉医療の交付の状況でございますが、これは県と市がそれぞれ持ち出した福祉医療の制度でございますが、それに準じて市もこの条例に定めた福祉医療の交付をやっているというような状況でございます。

このたびの改正につきましては、1点は、児童手当の所得制限が変わりましたので、その制限額に準じた改正を県に準じて行うというのが、まず1点でございます。

それに伴って、所得制限の額に変動が生じたために、それに対応するための専決処分を行ったというのがこのたびの改正の部分でございます。

○新宮征一議長 那須稔議員。

○那須 稔議員 今回につきましては、内容をお聞きしますと、従来所得制限の額があったわけでありますけれども、これから大きく、要するに後退したというように感じられるような額になったというのが1点であります。

それと、もう一点は、たしか3歳未満あるいは第3子につきましては、それぞれプラスになったという点もありますけれども、現行で該当していらっしゃる方で、この制度に該当しなくなるという方なども出てくるのではないかなと思いますけれども、その辺のことについて市の方ではどういうふうなとらえ方をしていらっしゃるのか、その辺お聞きをしたいと思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 先ほどの説明は、済みません、専決処分の緊急の部分の答弁でございました。今の質問につきましては、このたびこの準じた制度改正につきましては、これまで対応してまいりました3歳児未満まで制度を拡充したことと、3子以降の幼児につきましてこの制度を拡大したというのが、まず1点ございます。

ただ、それに加えてもう一つは、所得制限の額を県が別表に定めまして、一定額に制限を加えたというような改定、三つの分が改正になった要点でございます。

今御質問あったような中身でいきますと、確かに制度、所得制限が入ったことで、これまで該当していられした方がその制限によって外れるという部分も出てまいりますが、総体的には3歳未満及び3子以降の手当ての対象を拡大した部分のメリットの方が、一つは大きなこのたびの改正の内容ではないかというふうに受けとめております。

○新宮征一議長 那須稔議員。

○那須 稔議員 特に所得制限については、現行460万から301万まで下がったということで、この点が非常に今まで該当していらっしゃって、該当しない方も出てくるというように思いますけれども、その辺の手当て方、あるいは広報の仕方、当然該当していない方が出てくるわけですから、その辺トラブルといいますか、そういうことに対して非常に感じるわけでございますので、その辺の周知の仕方を今後どういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 確かに制度の改定に伴ってのそういうふうな申請の仕方をきちりする必要もあるわけですので、これまで対象になっていた分は、次の医療証交付までの間は、そのまま引き続きなるわけございまして、さらに新たにもう一度申請する時点で正確にこの制度を周知できるように、まして対象者の方については、それが十分に行き届くような手だてをとりながら、この制度の周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○新宮征一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第45号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第46号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第29、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	承認第2号、承認第3号、 承認第4号、承認第6号
文教厚生委員会	承認第5号、承認第7号、 議第43号、議第44号、 請願第1号、請願第2号、 請願第4号
建設経済委員会	議第45号、議第46号、 請願第3号

平成18年6月第2回定例会

散 会 午前10時21分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。